

# 国民年金

# 国民年金からのお知らせ

## ご存知ですか？障害基礎年金

国民年金の加入期間中(または老齢基礎年金を受給していない60歳以上65歳未満で国内在住中)の方で、障害認定日(初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日)に、障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害基礎年金を受けすることができます。

ただし、被保険者期間のうち3分の2以上の保険料を納めているかなど、一定の要件が必要です。

なお、20歳前の病気やけがによって障害状態になった方は、障害等級1級または2級に該当すれば、20歳(または障害認定日)から受給できます。ただし、この場合本人に一定額以上の所得や他年金の受給がある場合、支給が制限されます。



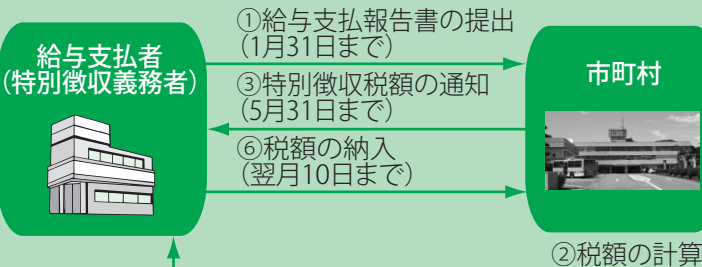
### ■問い合わせ

大田原年金事務所  
TEL (22) 6314  
市国保年金課国民年金係  
TEL (23) 8928

## 障害基礎年金 Q&A

- Q1** 障害基礎年金に該当する障害の程度とその状態とは？  
**A1** 他人の介助を受けなければほとんど日常生活をすることができないような程度か、もしくは、必ずしも他人の助けを借りる必要はないが、日常生活は極めて困難で労働により収入を得ることができない程度になっている場合です。
- Q2** いつの時点で障害年金に該当するのですか？  
**A2** 障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた時から、1年6か月を経過した日(その間に症状が固定した場合はその日)に障害の状態にあるか、または65歳に達するまでの間(老齢基礎年金を受給していないこと)に障害の状態となったときが、障害認定日となります。
- Q3** 障害基礎年金の額は？  
**A3** 障害等級表の  
 2級に該当する方 788,900円  
 1級に該当する方 986,100円  
 (1級は2級の1.25倍です)

## 【特別徴収の流れ】



⑤ 給与の支払いの際に税額を徴収 (6月から翌年5月までの毎月の給与支払日)

④ 個人用の税額通知の配布

例：従業員 A	年税額 120,000円
	6月～5月徴収分 毎月10,000円
従業員 B	年税額 100,000円
	6月徴収分 8,700円
	7月～5月徴収分 毎月8,300円

※100円未満の割り切れない額は6月分で徴収いたします。

## 税

事業主の皆様へ  
給与所得者の市県民税は「特別徴収」で

市では、栃木県の協力を得て、個人市県民税の「特別徴収」の徹底を図っています。  
 「特別徴収」とは、給与所得者の個人市県民税について、給与支払者(事業者)が毎月給与の支払をする際に税額を徴収して、一括して市町村に納入する制度です。

従業員は所得税は毎月の給与から源泉徴収をしていますが、個人市県民税は徴収していないということはありませんか。

このような給与支払者(事業者)の方は、原則として個人市県民税の特別徴収をしていただくことになりません。手続きについては、税務課市民税係にご相談ください。

なお、特別徴収の制度は、地方税法に定められています。個人市県民税の特別徴収の流れは、次のとおりです。

■問い合わせ  
 税務課市民税係  
 TEL (23) 8725